生駒市教育委員会規則第６号

生駒市立幼稚園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２７年３月２４日

生駒市教育委員会委員長　　山　本　吉　延

生駒市立幼稚園規則の一部を改正する規則

生駒市立幼稚園規則（昭和４６年２月生駒市教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第１４条の見出し中「及び入園料」を削り、同条中「及び入園料」を削り、「生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例」を「生駒市立幼稚園保育料徴収条例」に改める。

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。